

新たに就任しました

つじかみ 浩司
ひろし

副市長



このたび伊賀市の副市長を務めさせていただきます。こうした中、昨年11月には、

大きくことになりました。市町村合併の支援で関わって以来、約8年ぶりに地元へ帰ってまいりました。この間、伊賀市では「ひとが輝く地域が輝く」住み良さが実感できる自立と共生の

のぐち 俊史
としふみ

教育委員会教育長



子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、生涯学習にあつては、幼児から高齢者までの多様なニーズに

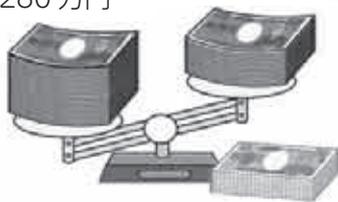
ている中で、子どもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって生きていく子を育てていくことが、教育の使命だと考えてお

老後生活は、
こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

国民年金だけでは…
年間：158万円

老後の家計費
年間：280万円



年間：122万円（1カ月あたり約10万円）不足

老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

～ 農業者年金のお知らせ ～

■ 農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額（年額）	
		性別	保険料 月額2万円
20歳	40年	男性	66.1万円
		女性	57.0万円
30歳	30年	男性	46.5万円
		女性	40.1万円
40歳	20年	男性	29.1万円
		女性	25.1万円
50歳	10年	男性	13.7万円
		女性	11.8万円

※この試算は、65歳までの付利利率が1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。運用利回り1.35%は、制度発足以降の10年間の運用利回りの平均です。予定利率1.35%は、農林水産省告示により定められている率です。

◆ 農業者年金のメリット ◆

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援、保険料に国庫補助も

～ 農業者なら加入できます～

公的年金ならではの
税制上の優遇措置

◇ 加入要件

- (1) 国民年金第1号被保険者であること
- (2) 農業に従事するものであること
- (3) 20歳以上60歳未満であること

⇒ 一定の条件を満たす人に、月額最高1万円、通算すると最大で216万円

【問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎ 43-2312 FAX 43-2313

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者の全員が1年間(平成23年8月～24年7月)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額(*1)を合計し、限度額(世帯の所得状況により各世帯の限度額は異なります。下表参照)を超えた場合に、その超えた金額を支給(*2)します。

支給の対象になる被保険者(国民健康保険は納税義務者)には、1月末に申請書を郵送していますので、忘れず申請してください。(国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は除く。)



*1: 医療機関などに支払った一部負担金(70歳未満の場合、医療保険分については一つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金)から高額療養費・高額介護サービス費の払い戻し相当分を差し引いた金額が対象となります。また、医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合は対象になりません。

*2: 医療保険は、計算後の支給額が500円以下の場合には対象になりません。

平成23年8月から平成24年7月までの間に次に該当する人は、申請対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象と思われる場合には、ご相談ください。
 ○市町村を越える転居をし加入する保険が変わった人
 ○他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人

■限度額表

負担区分	①後期高齢者医療制度と介護保険の合計額	②国民健康保険と介護保険の合計額(70～74歳の人がいる世帯)	③国民健康保険と介護保険の合計金額 ※①②以外の世帯
一定以上所得者	67万円		126万円
一般(市民税課税世帯)	56万円		67万円
低所得者(市民税非課税世帯)	31万円(*3に該当する人は19万円)		34万円

*3: 同一世帯の全員が市民税非課税で、それぞれ各所得が必要経費・控除(年金の所得は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人です。

※勤務先の健康保険に加入している人は、それぞれの勤務先へお問い合わせください。

【問い合わせ】
 ○後期高齢者医療担当 保険年金課医療助成係 ☎ 22-9660 FAX 26-0151
 ○国民健康保険担当 保険年金課保険年金係 ☎ 22-9659 FAX 26-0151
 ○介護保険担当 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

■国民健康保険に加入の皆さんへ

所得によって保険税額が

減額される場合があります

～市・県民税の申告が必要ですよ～

■所得により、保険税額が減額されることがあります

伊賀市国民健康保険では、保険税額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額の7割、5割、2割を減額します。

■減額には、市・県民税の申告が必要です

該当するかしないかについては、世帯主と、その世帯に属する被保険者全員の総所得金額などの合算額により判定しますので、収入状況が不明な人がいる世帯については、減額できません。

前年に収入がまったくなかった人や障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人で、市内在住のどなたにも扶養されていなかった人は、国民健康保険税の賦課資料にもなりませんので、必ず市・県民税の申告を2月18日(月)から3月15日(金)までに行ってくださいますようお願いいたします。

※市・県民税の申告についての詳細は、広報いが市1月5日号をご覧ください。

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22-9659
 FAX 26-0151

